

安全保障理事会決議 1880 (2009)

2009年7月30日、安全保障理事会第6174回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールの情勢に関する、従前の安保理諸決議、とりわけ決議 1528 (2004)、1721 (2006)、1739 (2007)、1765 (2007)、1795 (2008)、1826 (2008)、1842 (2008) および 1865 (2009) 並びにリベリアの情勢に関する決議 1836 (2008) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2007年3月4日にワガドゥグにおいて、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により調印された合意（以下「ワガドゥグ政治合意」という、S/2007/144）を安保理が支持したこと、また、その後の四つの補足協定を安保理が歓迎したことを想起し、

とりわけ安保理決議 1721 (2006) において、国家元首の任務に関するアフリカ連合平和および安全保障理事会の決定を安保理が特に支持したことを想起し、また、2007年3月28日付けの安保理議長声明 (S/PRST/2007/8) において、制度上の執行枠組に関する第5章を含むワガドゥグ政治合意を安保理が支持したこと、およびこの合意は大統領選挙の実施のため10か月の期間に備えていることを更に想起し、

ブルキナ・ファソのブレーズ・コンパオレ大統領（以下「仲介者」という）に対し、とりわけ、ワガドゥグ政治合意フォローアップ手続を通じての、コートジボワールの和平プロセスを支援する継続的努力について、安保理の感謝の念を再び表明し、コートジボワールの平和および安定を促進するアフリカ連合と西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の継続的な取組を賞賛しまた奨励し、そして、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

オブザーバーとして、評価監視委員会の会合に国際的な諮問機関が参加する重要性を再び強調し、

安保理が平和維持活動の展開に対する厳密な、戦略的な対処方法を追及する必要性を強調し、

力による和平プロセスの安定を乱す試みに対し安保理の強い非難をくり返し表明し、事務総長の報告書に基づき、そのような試みの後の状況を遅滞なく調査する安保理の意図を表明し、

2009年7月7日付事務総長報告書 (S/2009/344) に留意し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) を想起し、全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、多くの性的暴力行為を含む文民に対する人権侵害の事例が同国の異なる場所で持

続していることに懸念を持って留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手続きに付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおける全ての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) およびコートジボワールの武力紛争の当事者に関係がある子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会のその後の結論 (S/AC.51/2008/5)を想起し、また、子どもが様々な形態の暴力に苦しんでいることに安保理の深い懸念を表明し、

また、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000) および 1820 (2008) を想起し、女性の平等な参加と平和の維持および平和と安全の促進に対するあらゆる取組への全面的関与の重要性並びに紛争防止と解決に関する意思決定における女性の役割を増大する必要性を表明しつつ、あらゆる性的暴力を非難し、また、事務総長に対し、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) の職務権限の履行においてジェンダーの見方を主流にすることを奨励し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

(ワガドゥグ政治合意の支援)

1. 2009年5月29日付安保理議長声明 (S/PRST/2009/16) において、全てのコートジボワールの主要な政治関係者によりワガドゥグで支持され2009年11月29日の大統領選挙の第一段階へ導く新しい選挙の予定表を安保理が歓迎したことを想起し、コートジボワールの政治関係者が、自由、公正、公開且つ透明な選挙の実施に向けて彼らの政治的責任を証明するためにこの予定表を尊重することに拘束されることを強調する。
2. コートジボワールにおける信頼に足る選挙過程への安保理の全面的支援をもたらす安保理の決意をくり返し表明し、2009年11月29日の大統領選挙のいかなる延期は、信頼に足るプロセスと安全保障理事会が支持したワガドゥグ政治合意に相反するとする安保理の信念を表明する。
3. 選挙人登録の成功裏の完了を歓迎する。
4. 独立選挙委員会委員長に対し、予定表の詳細を公然と共有することを安保理決議 1865 (2009) において要請したことを想起し、2009年11月29日の選挙を導く五つの段階のために彼が準備した日付に留意する。
5. 選挙人名簿の公開は選挙過程において重要な段階であることをくり返し表明し、2009年8月末以前の暫定的な有権者名簿の公開を期待し、コートジボワールの関係者に対し、彼らの責任を十分且つ遅滞なく果たすことを促す。

6. 暫定および最終選挙人名簿の発表を仔細にフォローする安保理の決定を表明し、仲介者および事務総長特別代表に対し、選挙予定を危険にさらしかねないあらゆるもめ事も遅滞なく報告することを奨励し、遅滞なくいかなるそのような状況をも調査する安保理の意図を表明し、事務総長特別代表に対し、有権者名簿を明確に認証することを要請する。
7. 事務総長特別代表は、選挙過程のあらゆる段階において、国際基準に従って、開かれた、自由な、公正且つ透明性のある大統領および議会選挙が行われるために必要なあらゆる保証を与えることを認証すべき事をくり返し表明し、また、彼の認証の役割において事務総長特別代表に対する、安保理の全面的な支援を再確認する。
8. 文書 S/2008/250 に言及された五つの基準の枠組に一致して且つ市民社会を含むコートジボワールの全ての利害関係者と包括的な交渉の後に、特別代表により準備される認証に関する選挙過程の安保理の評価に基礎を置くことを強調する。
9. 選挙過程におけるコートジボワールの市民社会の包括的な参加および選挙システムに関連するあらゆるコートジボワール国民の同等の保護と人権の尊重、とりわけ意見と発表の自由の尊重を確保し、女性の参加の障害や課題を除去し公的生活に全面的に関与する重要性を強調する。
10. コートジボワール政府に対し、選挙過程に関与する技術的作業員に必要な支援を提供することを促し、また、国際社会に対し、コートジボワール当局との合意で、選挙監視能力および関連する技術的支援の提供を含む、選挙過程への支援を継続することを奨励する。
11. コートジボワールの平和および国民和解の過程に対する脅威となると決定された個人に対するその他のものを含む、決議 1842 (2008) の第 16 項に従った対象を特定した措置を科す十分な用意があることを想起し、また、上記決議第 6 項に従って、コートジボワールにおける選挙過程に対するあらゆる脅威、とりわけ選挙を実施する独立選挙委員会の活動、およびワガドゥグ政治合意 1.3.3 および 2.1.1 の規定による技術的作業員の活動に対する全ての攻撃または妨害は、決議 1572 (2004) の第 9 および 11 項の規定の目的で平和および国民和解の過程に対する脅威を構成することを更に想起する。
12. 政治的当事者に対し、事務総長の後援で署名された選挙のための行動規範を全面的に遵守することを促し、また、とりわけ、コートジボワール当局に対し、公的メディアへの公正なアクセスを許可することを促す。
13. 確実な進展として 2009 年 5 月 26 日にブワケで開催された権限移譲式典に再び留意し、コートジボワールの当事者に対し、再統一および武装解除の過程を促進するための更なる進展を為すことを促し、また、国際的な援助提供者に対し、必要に応じて、彼らへ支援を提供することを続けることを奨励する。
14. 全ての関係当事者に対し、女性と子どもの状況を継続的に監視し報告することを含む、紛争後の復

興並びに復旧の局面におけるワガドゥグ政治合意の履行において、女性と子どもの保護に取り組むことおよび全ての報告された虐待を捜査し且つそれに責任を負う者を裁判にかけるとを保証することを求める。

15. 全てのコートジボワールの当事者に対し、特に、適切な軍事訓練措置の強制実施、指揮責任原則を守ること、あらゆる形態の性的暴力の無条件禁止に関する部隊訓練を含みうる、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防しまた市民を守るための適切な措置を講じることをまた求める。
16. 性的暴力に対処する国家行動計画が採択された、コートジボワールの武力紛争における子どもに関する安保理作業部会の勧告 (S/AC.51/2008/5)を想起し、これまでのところ講じられた措置を歓迎し、コートジボワール政府に対し、UNOCI およびその他の関係者の支援を得て、それを履行し完了することを促し、上記勧告に従った 2009 年 1 月に新軍により署名されたその管理地域内における性的暴力対策行動計画および性的暴力対策への意思を示した四つの民兵集団により発行されたコミュニケを歓迎し、全ての関連当事者に対し、UNOCI の継続的支援で、彼らの責務を履行するため協働することを求める。
17. ワガドゥグ政治合意の署名者に対し、国際連合システムの支援で、土地保有問題への対処を含む避難民の自発的帰還、再定住、再統合および安全を保証することを含む、脆弱な文民を保護するために必要な措置を講じること、およびこの観点からワガドゥグ政治合意および国際人道法の下での義務に従った公約を果たすことを促す。
18. コートジボワールの長期の安定への鍵である身元確認過程において為された進展を歓迎し、コートジボワールの当事者に対し、選挙後を含む、身元確認作業を続けることを求める。

(国際連合コートジボワール活動の職務権限の見直し)

19. とりわけ、上記第 1 項に言及された選挙予定内で、自由な、開かれた、公正且つ透明性のある選挙のコートジボワールでの計画を支援するために、決議 1739 (2007) で決定されたような、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI)の職務権限を 2010 年 1 月 31 日まで更新することを決定する。
20. UNOCI に対し、既存の資金と職務権限の範囲内で、ワガドゥグ政治合意および補足協定の下で残余の任務、とりわけ自由、公正、公開且つ透明な 2009 年 11 月 29 日の大統領選挙の実施に必要不可欠なもの、の履行において当事者を積極的に支援することおよび武装解除、動員解除および再統合プログラムと民兵の武装解除と動員解除を支援すること並びに安全な環境での選挙の準備および実施のために独立選挙委員会に技術的且つ事業実施上の支援を提供することを続けることを要請する。
21. 事務総長に対し、2009 年 7 月 7 日付事務総長報告書の添付書類 1 に言及された達成条件の達成度に関する進展を監視すること継続することを要請し、彼に対し、これらの達成条件を改良し再検討しまた安全保障理事会に報告することを継続することを奨励し、また、とりわけ選挙過程の進展を考慮して、2009 年 10 月 15 日までにこれらの達成条件を全面的に再検討する安保理の意図を表明する。

22. コートジボワール事務総長特別代表の取組に対し安保理の全面的支援をくり返し表明し、UNOCI に対し、彼の認証の役割に対しコートジボワール国民を積極的に敏感にし続けさせることを要請する。
23. 仲介者がコートジボワールにおける危機を解決するための過程を支援し続けていることを賞賛し、また、UNOCI に対し、適切な場合および彼の要請で、仲介者の援助を含む、ワガデウグ政治合意の第 8 項 1 および第三補足協定の第 8 と 9 項の規定に従い彼の仲裁の役割の実施を促進するよう、彼およびアビジャンにおける彼の特別代表へ支援し続けることを、要請する。
24. 決議 1836 (2008) において表明されたように、2009 年 1 月 8 日付事務総長報告書 (S/2009/21) の第 52 および 62 項において事務総長により勧告されたように、決議 1609 (2005) の条項に従って且つ一時的なものとして、国際連合リベリアミッション (UNMIL) と UNOCI との間で、必要に応じて、部隊を再展開する権限を事務総長にあたる安保理の意図を再確認し、また、これに関連して部隊提供国に対し、事務総長の取組を支援することを続けることを求める。
25. 2009 年 9 月 30 日までに活動の軍事的概念および交戦規則を更新する重要性を強調し、また、事務総長に対し、安全保障理事会および部隊提供国にその時報告することを要請する。
26. UNOCI に対し、安保理決議 1739 (2008) の第 2 項(k)に従って、子どもと女性に対して行われる暴力に特別に配慮して、コートジボワールにおける人権の促進および保護に対し貢献し続けること、刑事責任の免除を終わらせる目的で人権侵害違反を監視し捜査を援助することを継続すること、また、上記第 15 および 16 項に従って全ての当事者が行うべき取組を支援することを継続することを要請し、また、事務総長に対し、この分野における進展に関する関連情報を安全保障理事会への彼の報告書に含むことを継続することを更に要請する。
27. この文脈において、UNOCI に対し、安保理決議 1739 (2008) の第 2 項(m)に従って、コートジボワール全土における文民警察の存在を回復することにおいてコートジボワール政府を支援し、国内の治安サービスの再構築に関してまたコートジボワール全土における司法権および法の支配の再確立においてコートジボワール政府に助言することをまた継続することを要請する。
28. UNOCI および人道機関が、緊張地域および避難民の帰還に関して緊密に協働し、文民に対する暴力およびその他の脅威の考えられる発生に関する情報を、時宜を得た且つ適切な方法でそれに対応するために、交換し続けることの必要性を強調する。
29. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNOCI における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。

30. その展開および能力の範囲内で、UNOCI を支援するためにフランス軍に与えている権限を 2010 年 1 月 31 日まで延長することを決定する。
31. いずれにせよ 2009 年 10 月 15 日以前に、選挙過程の進展、とりわけ有権者名簿の作成次第で、状況と適切な場合には UNOCI の職務権限を、再検討する安保理の意図を表明し、事務総長に対し、9 月上旬に暫定選挙人名簿の発表について安保理に報告することを要請し、また事務総長に対し、治安状況に関する明確な最新情報を含む現場の状況および選挙過程の準備について、2009 年 9 月末までに中間報告書を安保理に提供することを更に要請する。
32. 更に事務総長に対し、彼の来るべき報告書において、上記第 21 項で言及された達成条件の履行に関する進展を測定するための表示した予定表を含む戦略的活動計画の開発に関して、安全保障理事会に報告することを要請する。
33. UNOCI の職務権限とそれを支援するフランス軍に与えられた権限、UNOCI の部隊水準および上記第 21 項において言及された達成条件を、選挙過程において達成された進展および和平プロセスの主要な段階の履行に照らして、2010 年 1 月 31 日までに、再検討する安保理の意図を表明し、事務総長に対し、この日付の 3 週間前までにこの目的に対する報告を安保理に提供することを要請する。
34. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。